縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）」に改め、同項第三十三号中「充てん」を「充填」に改め、同号ロ中「六メートル」を「八メートル（容器置場内の充填容器等の最高充填圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）」に改め、同号に次のように加える。

ト　充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずるとともに、当該配管（常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満のものに限る。）には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講ずること。

第七条の三第二項に次の二号を加える。

三十四　一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器又は圧縮機が配管（圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。）で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講ずること。

三十五　蓄圧器には、当該蓄圧器が危険な状態となつたときに当該蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出するための適切な措置を講ずること。

第七条の三第三項に次の一号を加える。

五　製造設備の冷却の用に供する冷凍設備により冷却した圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に充填するときは、ディスペンサーのホースの先端部に設けた充填用のノズルと当該容器との接続部が凍結した状態で接続しないこと。

第三十七条第三項中「特定圧縮水素スタンド」を「圧縮水素スタンド」に改める。

別表第三中「特定圧縮水素スタンド」を「圧縮水素スタンド」に改める。

別表第二項第一号及び第二号、第三項第一号及び第二号、第四項第一号及び第二号、第五項第一号並びに第六項第一号及び第二号の上欄中「準用する」の下に「第五条第一項各号の検査項目のうち、」を加え、「掲げる検査項目」を「掲げるもの」に改め、第四項第八号の上欄中「準用する」の下に「第五条第一項各号の検査項目のうち、」を、「第二十六号」の下に「まで」を加え、「掲げる検査項目」を「掲げるもの」に改め、第六項第十四号の上欄中「準用する」の下に「第五条第一項各号の検査項目のうち、」を加え、「第二十一号」を「第二十三号」に、「掲げる検査項目」を「掲げるもの」に改め、同号下欄中「第二十一号」を「第二十三号」に改め、同項第二十四号の上欄中「高圧ガス設備の圧力計、安全装置及び」を削り、同号の下欄中「第一項第二十二号及び第二十三号に掲げる完成検査の方法並びに」を削り、同項中第五十二号を第五十六号とし、第十六号から第五十一号までを四号ずつ繰り下げ、第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、第十三号の次に次の三号を加える。

十四　第七条の三第一項第十三号の圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置	十四　圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査すること。
十五　第七条の三第一項第十三号の配管の常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満の場合に当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置	十五　配管の常用の圧力以下に減圧するために当該配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査すること。
十六　第七条の三第一項第十四号の常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置	十六　常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査すること。
十七　第七条の三第二項第三十三号トの圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置	十七　圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査すること。
十八　第七条の三第二項第三十三号トの配管の常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満の場合に当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置	十八　配管の常用の圧力以下に減圧するために当該配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査すること。
十九　第七条の三第二項第二号の二の冷凍設備の保安距離	十九　製造設備の冷却の用に供する冷凍設備の外面から巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査すること。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。

同表第六項に次の四号を加える。

五十七　第七条の三第二項第三十三号トの圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置	五十七　圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査すること。
五十八　第七条の三第二項第三十三号トの配管の常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満の場合に当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置	五十八　配管の常用の圧力以下に減圧するために当該配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査すること。
五十九　第七条の三第二項第三十四号の常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置	五十九　常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査すること。
六十　第七条の三第二項第三十五号の蓄圧器が危険な状態となつたときに圧縮水素を安全に放出するための措置	六十　圧縮水素を安全に放出するために蓄圧器に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査すること。

同表第八項第一号の上欄中「準用する」の下に「第九条各号の検査項目のうち、」を加え、「掲げる検査項目」を「掲げるもの」に改める。

別表第四中「特定圧縮水素スタンド」を「圧縮水素スタンド」に改め、同表第三項第六十四号の上欄中「準用する」の下に「第五条第一項各号の検査項目のうち、」を加え、「第十六号」を「第十八号」に、「掲げる検査項目」を「掲げるもの」に改め、同号の下欄中「第十六号」を「第十八号」に改め、同項第七十四号の上欄中「高圧ガス設備の圧力計、安全装置及び」を削り、同号の下欄中「第十七号及び第十八号に掲げる保安検査の方法並びに」を削り、同項中第百二号を第百六号とし、第六十六号から第百一号までを四号ずつ繰り下げ、第六十五号を第六十八号とし、第六十四号を第六十七号とし、第六十三号の次に次の三号を加える。

六十四　第七条の三第一項第十三号の圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置	六十四　圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査すること。
六十五　第七条の三第一項第十三号の配管の常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満の場合に当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置	六十五　配管の常用の圧力以下に減圧するために当該配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査すること。